

まちだより

発行所 始良町役場
発行日 昭和54年12月6日
第371号

今日の納税 (税務課)
固定資産税 第4期
国民健康保険税 第4期

冬の一斉清掃 12月16日

(保健衛生課)

この機会に家の内外はもちろん、公共側溝及び公園等・公共施設もきれいに清掃し、新しい年を迎えましょう。

※ 検査日 昭和54年12月17日(月)

町をきれいにいたしましょう (保健衛生課)

- チリは、指定された袋に入れて出しましょう。
- チリは、決められた日、決められた場所・時間に出しましょう。
- 危険物等は、一般チリと混合しないで必ず袋に入れて出しましょう。
- チリを出すときは、水切を十分にしてから出しましょう。
- 粗大ゴミ・古材・油類等は自分で処理をしましょう。

電報・電話局からのお知らせ

(総務課)

帖佐局の電話に「でんわばん」がつけられます
帖佐局5.6.7局に新しいサービス「でんわばん」がつけられます。「でんわばん」は、「閉店」や「休業」、「留守」や「就寝」の伝言をあなたにかわつてお知らせするサービスです。伝言例は10種類ありますので、その目的に適した文例を自由に選ぶことができます。プッシュ式の電話でもダイヤル式の電話でも利用でき、使用料は月々500円で、債券・工事費はいりません。

※ 申込みその他詳細については、加治木電報電話局 (TEL09956-3-1000 着信無料) にお問い合わせください。

技能士(一級・二級) 通信講座受講生募集

(総務課)

1. 訓練課 (1級) 機械加工科・仕上げ科・板金科・配管科
(2級) 機械科・鋳鋼鋳物科・金属塗装科・タイル張り科・オフセット印刷科・仕上げ科・鉄鋼熱処理科・電気めつき科・建築塗装科・凸版印刷科・機械製図科・木型科・建築科・配管科・活版製版科・機械検査科・回転電機組立て科・ブロック建築科・建具科・横編みメリヤス科・時計修理科・製鐵科・とび科・家具木工科・洋服科・鋳鉄鋳物科・板金科・左官科・広告美術科
2. 受講資格 実務経験があればだれでも受講できます。(ただし、1級については、1級技能検定受験資格者又は1年後にその資格を得られるかた)
3. 訓練期間 標準1カ年(いつでも受け付けます。)
4. 受講料 1級 8,000円 2級 6,000円
5. 特典 技能検定の学科試験が免除されます。

※ 詳細については、鹿児島総合高等職業訓練校(〒890 鹿児島市東郡元町、14番3号 TEL0992-54-3752) 庶務課にお問い合わせください。

税務署からのお知らせ

(税務課)

◎◎青色申告のお勧め◎◎◎

最近、所得税の青色申告制度を利用するかたが増えています。それというのも青色申告をすると、青色申告控除をはじめ、いろいろな特典があり、税金の面で有利になるのはもちろんですが、帳簿を付けることによつて経営の内容や資金の状況などがよくわかり、経営の合理化にも役立つことが一般に知られてきたためです。まだ青色申告をされていない人は節税のため、また、経営合理化のためにこの制度を利用されるようお勧めします。

◎◎源泉徴収の納期の特例と納付◎◎◎

源泉所得税の納期の特例を利用されている徴収義務者のかたが、7月から12月までに源泉徴収した所得税の納期は1月10日までとなつています。期限を過ぎて納付されますと、不納付加算税など余分な税金まで納付していただくこととなりますので、1月10日までに納めていただくようお願いいたします。

◎◎貯蓄と税金◎◎◎

銀行などに預金をしたときの利子などについては、原則として所得税がかかります。しかし、貯蓄の奨励・勤労者の財産形成の促進などの観点から、一定の手続をとることによつて所得税がかからない制度が設けられています。それが非課税貯蓄制度です。非課税貯蓄制度の種類は次のとおりです。郵便貯金・元本300万円まで、住宅積立郵便貯金・元本50万円まで、マル優預金・元本300万円まで、特別マル優国債・元本300万円まで、サラリーマンの財形貯蓄・元本500万円まで、このように非課税貯蓄制度を最大限に利用しますと、元本の合計1,450万円までは利子に税金がかからないこととなります。

◎◎お酒や品物にかかる税金◎◎◎

税金というと、所得税や法人税などがすぐ頭に浮びますが、このような直接税のほかに酒や宝石・自動車・テレビ・クーラーその他の品物にかかる間接税も私たちの日常生活に深いかわりをもつています。間接税は、品物の価格の中にその税額が含まれていますから、最終的には品物を買った消費者が負担することになります。どのような品物にどれくらいの税金がかかっているか、ご存じないかたも案外いらつしやるようです。間接税について詳しくは、最寄りの税務署か町役場税務課にお尋ねください。

大豆の奨励

(経済課)

大豆の栽培を促進するため、大豆の選別・選粒機を購入し農協に貸与いたしました。各農家において大豆を販売されるかたは、少量でも取扱いいたしますので農協本所・支所・出張所にお問い合わせください。

図書の新着

(町中央公民館)

「スラ姉さん」 他7冊

梅木真智子 殿 松原上(太陽団地)

夕巴コは町内の店で買いました

まちだより

発行所 始良町役場

一般寄付

(社会福祉協議会)

発行日 昭和54年12月13日

一金 10万円 年末の歳暮を廃止して社協へ寄付

第372号

始良町石油組合組合長 倉内 達夫 殿

保健衛生課から 年末年始の事業のお知らせ (保健衛生課)

し尿汲取り

昭和54年12月11日～31日の日程カード該当地区は、4～5日早く汲取る計画です。まだ投函のすんでいないかたは、早めに汲取りカードを指定のポストへ投函してください。昭和55年1月1日～5日の日程カード該当地区は、25日～29日午前中までに汲取る計画ですので、12月20日までに汲取カードを指定のポストへ投函してください。

ごみ収集

昭和54年12月30日～翌年1月6日の間は、収集いたしません。1月7日からは正常な収集業務を行います。

火葬場

昭和55年1月1日・2日の2日間は、休業いたします。

政府買入米(54年産米)の集荷 (経済課)

政府買入米のモミスリを行なった結果、個人の作柄差により指示数量が多少不足を生じておりますので、供出した数量のほか余裕のあるかたは、政府買入米で取扱いますから(玄米、モミでもよい)始良町農協支所、出張所に12月20日(木)まで連絡してください。

詳細については、始良町農協生産課にお問い合わせください。

最低賃金の改定 (経済課)

最低賃金の件名	最低賃金額		効力発生日
	一般労働者	時間給労働者	
木材、木製品、家具装備品製造業 最低賃金	1日2,594円	1時間325円	昭和54年 12月31日
機械金属 製品等製 造業最低 賃金	1日2,726円	1時間341円	昭和54年 12月31日
自動車整 備業最低 賃金	1日2,503円	1時間313円	昭和54年 12月31日
印刷、同関連産業最低賃金	1日2,574円	1時間322円	昭和55年 1月5日

ただし、清掃片付け、選別、結束洗淨、節落とし又は皮はぎの業務に主として従事するものを除く

石油関係苦情相談 (経済課)

石油製品の価格騰勢が続いていますが、鹿児島県でも灯油の需給苦情処理要領を設備して対処しております。苦情がある場合は町役場経済課商工水産係(TBL6-3111内線54)までご連絡ください。

※ 事業者は、だき合わせ販売などしないように注意してください。

※ 消費者は、省エネルギーに努めて買いためなどはしないように心がけましょう。

麦作付推進 (経済課)

水田再編(転作)の一環として、麦の転作を奨励していますが、麦作は例年病鳥害等の被害が多発しております。水田麦作奨励補助金の交付対象の麦は、共済組合の共済に加入していることが原則となりますので、少しでも麦を作付されたかたは、共済組合に麦の共済を掛けられるようおすすめします。

みんなで楽しい年末年始 青少年を育てる運動(12月15日～1月15日)

(町中央公民館)

- あたたかい家庭をつくりましょう。
 - 家庭ぐるみの楽しい年末年始にしましょう。
 - 自分からすすんであいさつをかわし、ぬくもりにみちた家庭や地域づくりに努めましょう。
 - 規則正しい生活で毎日を過しましょう。
 - よい本やよいテレビ、映画を選んで見ましょう。
 - 無駄使いをしないようにしましょう。
 - 恩師やお世話になつた人に年賀状をだしましょう。また、訪問もしましょう。
- 非行を防止しましょう。
 - わるい本は、買つたり見たりしないようにしましょう。
 - 不健全な場所への出入りや夜遊びはしないようにしましょう。
 - 飲酒・喫煙はしないようにしましょう。
 - 暴走族を追放しましょう。
- 事故を防止しましょう。
 - 交通ルールを守りましょう。
 - 旅行・登山等には万全の準備と細心の注意をしましょう。
 - 火遊びはしないようにしましょう。
- 社会に思いやりを
 - 恵まれない子どもや老人に、愛の手をさしのべましょう。
 - 家事手伝いをするようにしましょう。
- 進んで家庭や地域の行事に、参加しましょう。
- 祝日には国旗を掲げましょう。

まちだより

発行所 始良町役場
発行日 昭和54年12月20日
第373号

1月のミルク支給日 (保健衛生課)

月日	時間	場所
1月8日(内)	9:30~11:00	役場重富出張所
"	13:00~15:00	町中央公民館
1月9日(外)	9:30~11:00	役場山田出張所

1月の日曜・休日・祝日在宅医 (保健衛生課)

月日	病院名	電話	月日	病院名	電話
1月1日(祝)	川上内科	7-2202	1月13日(日)	野元医院	5-2015
1月2日(外)	メデイカル クリニック毛利	5-1333	1月15日(祝)	西元医院	5-2008
1月3日(外)	中西医院	5-1717	1月20日(日)	荒武医院	5-2126
1月6日(日)	久永医院	5-2507	1月27日(日)	徳重医院	5-2070

※ 診療時間9時から17時、原則として緊急以外の往診はできません。

老人福祉センター休館日 (老人福祉センター)

年月日	曜日	理由
昭和54年12月27日	木	湯源プール掃除
" " 28日	金	全館消毒掃除
昭和54年12月29日~ 昭和55年1月4日	土~金	7日間年末・年始

※ 昭和55年1月5日出から平常通り

3カ月児健康診査 (保健衛生課)

- 日時及び場所 昭和55年1月8日(内)13時~14時 町中央公民館大会議室
 - 対象者 昭和54年10月生まれの赤ちゃんまたは3カ月児健康診査を受けていない赤ちゃん
 - 内容 医師の診断・育児指導
- ※ 当日は母子手帳をご持参ください。

12カ月児健康診査 (保健衛生課)

- 日時及び場所 昭和55年1月9日(外)13時~14時 町中央公民館大会議室
 - 対象者 昭和54年1月生まれの赤ちゃんまたは12カ月児健康診査を受けていない赤ちゃん
 - 内容 医師の診断・育児指導
- ※ 当日は母子手帳をご持参ください。

日本脳炎及びインフルエンザの予防接種による健康被害を受けた者に対する救済措置 (保健衛生課)

- 救済措置対象者 昭和32年9月4日以降住民に勧奨して実施した日本脳炎及びインフルエンザの予防接種により健康被害を受けた者。
- 救済措置内容 (1)医療費及び医療手当 (2)障害児養育年金 (3)障害年金 (4)死亡一時金 (5)葬祭料
- 支給手続 救済措置の対象となる者については、昭和54年12月27日(外)までに町役場保健衛生課へ申請してください。

1歳6カ月児健康診査 (保健衛生課)

- 日時及び場所 昭和55年1月16日(外)13時~14時 町中央公民館大会議室
 - 対象者 昭和53年7月生まれの幼児または1歳6カ月児健康診査を受けていない幼児
 - 内容 医師の診断・育児指導
- ※ 当日は母子手帳をご持参ください。

工業統計調査にご協力を (企画課)

通商産業省が実施している工業統計調査(指定統計)が昭和54年12月31日現在で行われます。この調査は国の製造業のすがたや、製造業活動の状況を明らかにすることを目的としており、調査の結果は国民生活の広い分野で活用されております。製造業のすべての事業所に調査員が12月下旬から1月上旬にかけてお伺いしますので、調査にご協力をお願いいたします。

香典返しを寄付 (社会福祉協議会)

次のかたがたのご遺族から香典返しとしてご寄付いただきました。厚くお礼申しあげますとともに故人のご冥福をお祈りします。

一金3万円也	故肥後南一様(81歳)	肥後マミ殿	古馬場
一金20万円也	故西元津多様(95歳)	西元英士殿	森
一金1万円也	故田代下枝様(76歳)	田代道宏殿	大隅町
一金5万円也	故谷口國男様(85歳)	谷口光雄殿	大山東
一金5万円也	故山田イトエ様(79歳)	永野千恵子殿	栢山上
一金3万円也	故高尾國子様(49歳)	高尾典仁殿	城下
一金3万円也	故石原谷道様(79歳)	石原義博殿	山ノ口
一金2万円也	故福迫直一様(79歳)	福迫涼子殿	山ノ口
一金1万円也	故福迫喜之助様(79歳)	福迫輝男殿	給津上
一金1万円也	故小倉喜久様(76歳)	小倉ミネ殿	寺師
一金5万円也	故森川マミ様(66歳)	森川盛満殿	並木京
一金3万円也	故森山イセ様(87歳)	森山ヒメ殿	松原下
一金3万円也	故山之内叶様(55歳)	山之内京子殿	新町
一金5万円也	故藤崎清藤様(89歳)	藤崎チイ殿	上ノ上
一金2万円也	故山崎秋成様(51歳)	山崎文子殿	松原上
一金5万円也	故原田徳藏様(59歳)	原田ミヨ子殿	高樋
一金1万円也	故柳村太様(75歳)	柳村ツヤ殿	西之妻
一金3万円也	故春山政綱様(77歳)	春山ハナ殿	白金原
一金3万円也	故岸一男様(69歳)	岸蘭アキ殿	中飯
一金3万円也	故樽木吉太郎様(90歳)	樽木アイ殿	奈良扶
一金5万円也	故今村實様(68歳)	今村住殿	住吉
一金2万円也	故永岩義盛様(84歳)	永岩道盛殿	宮脇
一金1万円也	故竹永美紀子様(1歳)	竹永菊夫殿	仲町

成人式は洋服で参加しましょう

裏面にも掲載してあります。ぜひご覧ください。

昭和54年

年末年始の交通事故防止運動

昭和54年12月15日から
昭和55年1月10日まで

1. こどもとおとしよりを交通事故から守る。
2. 無謀運転を追放する。

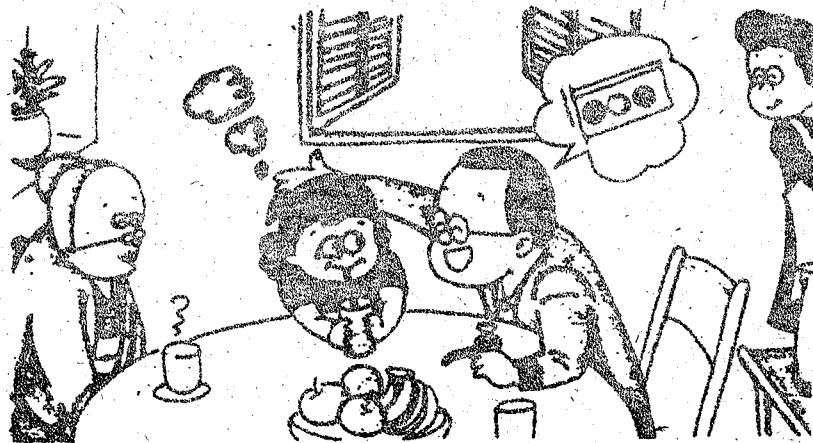
運動の目的

この運動は、例年交通事故の多発が予想される年末年始に町民すべてが、人命尊重を基調とした交通安全意識の高揚をはかり、町民生活に不幸を招く交通事故を防止しようとすることを目的とする。

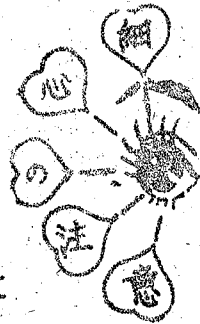
こどもとおとしよりを交通事故から守りましょう

「とび出し」「車の直前、直後の横断」による事故防止のため「交通安全は家庭から」

お茶の間で交通安全を話し合いましょう

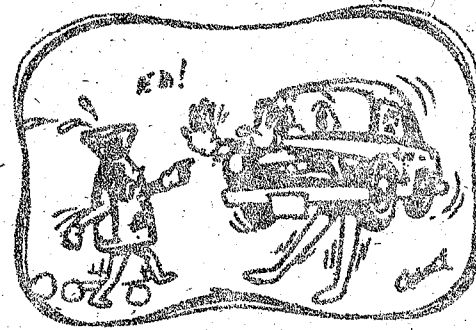


家庭での交通安全指導



無謀運転を追放しよう

○飲酒運転の追放



あとを絶たない飲酒運転

「お父さん、お酒を飲んだら運転しないで」

「飲酒運転追放のむ人のます人、許せない」

事故 起きてからでは遅すぎる

○ゆつくり走ろうの励行

最近ドライバー自身の無ぼうな運転が原因となつている事故が多い。自分のためです。皆さんのためです。心に！体に！時間に！車間距離に！

「ゆとりで走ろう！！」ゆとりがあれば、ゆつくり走れます。

- ゆつくり走れば.....
-交通事故がさげられます。
-大事故が防げます。
-神経や体が休まり、運転がラクになります。
-ガソリン代が節約できます。



！みんなの願い 交通安全！

始良町
始良町交通安全対策会議

まちだより

発行所 始良町役場
発行日 昭和54年12月27日
第374号

まちだよりの休刊 (総務課)
昭和55年1月、第1週のまちだよりは休刊します。
・みんなて明るい
年末年始を過しましょう。

消防出初式

(総務課)

恒例の始良町消防団出初式を次の要領で行います。自衛隊音楽隊を先頭に消防団のパレードを行いますので、ご見学ください。

1. 日 時 昭和55年1月8日(火) 10時
2. 場 所 町中央公民館広場
3. パレード区間 西公園(9時30分)～町中央公民館広場

成人式は洋服で参加しましょう (町中央公民館)

1. 日 時 昭和55年1月3日(木)
・受付 9時30分～9時50分 ・開会 10時
2. 場 所 町中央公民館大ホール
3. 該 当 者 昭和34年4月2日～昭和35年4月1日までに生まれた者

保育所の入所受付について

(福祉課)

町役場福祉課では、昭和55年度保育所の入所申請を次の要領で受付けます。来年4月から子どもさんを保育所に預けたいと考えていらっしゃる方は、申請期間中に必ず申込みをしてください。なお、対象になる子どもは原則として0歳から義務教育就学に至るまでの乳幼児のうち、保護者の労働・疾病等の理由により昼間家庭内での保育に欠ける者となります。

- (1)申請書の交付 昭和55年1月10日(木)より
- (2)申請書受付期間 昭和55年1月16日(水)～31日(木)
- (3)申請先・問合せ先 町役場福祉課(TEL6-3111 内線2・43)
- (4)所在地及び定員

保育所名	定員	所在地(部落)
帖佐保育所	55名	始良町鍋倉740 (宇都)
重富 "	60 "	" 平松6252 (堅野)
山田 "	60 "	" 下名60 (寺脇)
興教寺 "	60 "	" 西餅田3402-2 (東原西)
晃玄寺 "	60 "	" 勝元1708 (仲町)
三船 "	60 "	" 増田468-2 (寺師)
建昌 "	60 "	" 東餅田2608-12(松原上)
希望ヶ丘 "	60 "	" 平松5061-2(山ノ口)

- ◎ 入所申請書は町役場福祉課と各保育所に準備してあります。
- ◎ 帖佐保育所は3歳児以上、その他の保育所は3歳未満児から受け付けます。
- ◎ 給与所得者は、昭和54年分給与支払報告書を必ず添付してください。
- ◎ 昭和54年分所得税のないかたは、必ず昭和54年度分市町村民税及び固定資産税の課税証明書を添付してください。
- ◎ 母親が働いている場合は、それを証明するもの(例えば、在職証明書・就労証明書)を添付してください。
- ◎ なお、現在申請書を提出中のかたで今回の受付まで入所できないかたは、申請が無効となりますので、ご希望のかたは再度申請をしてください。

合同金婚式について

(福祉課)

毎年実施しています合同金婚式を昭和55年3月3日に行う予定で、現在部落公民館長さんを通じて対象者の調査をお願いしていますので、対象者は昭和55年1月21日までに部落公民館長さんへ申出てください。

1. 対象基準日 昭和55年1月1日
2. 対象者 昭和4年1月2日から昭和5年1月1日までに結婚し、本町に引継ぎ1年以上居住する夫婦で、結婚後50年目を迎えられたかたがたです。

年代別ロードレースとファミリーマラソン大会

(町中央公民館)

モデルランニングコース開設一周年を記念してタイムを競う年代別ロードレースと親子で楽しむファミリーマラソン大会を2月初旬に実施します。家族そろって健康づくりにランニングを始めませんか。

1月の歩こう会

(町中央公民館)

1. 期 日 昭和55年1月11日(金)
2. 行 程 国鉄重富駅発8時55分-帖佐駅発8時59分-単人駅着9時12分
-単人塚-鹿兒島神社-石体神社-遊見神社-日当山(約5km)
日当山発14時50分-帖佐着15時11分-重富着15時17分

結核レントゲン検診

(脱漏者)

(保健衛生課)

結核レントゲン検診を次の要領で実施します。今回の結核レントゲン検診は、夏季に実施した脱漏者に対して行います。昭和54年度最後の結核検診ですので、必ず脱漏者は受診してください。

実施日	時 間	場 所	実施日	時 間	場 所
1/7 (月)	10:00~10:40	北山生活改善◎	1/9 (水)	10:00~10:50	勝元公民館
	11:10~12:00	農協三叉支所		11:10~12:00	重富小学校前
	13:00~14:00	役場山田出張所		13:00~14:00	重富地区公民館
	14:20~15:20	船津消防詰所		14:30~15:30	老人福祉センター
1/8 (火)	10:00~11:00	松原上公民館	◎ 北山生活改善◎は北山生活改善センターの略です。		
	11:30~12:30	西部森林組合			
	14:00~15:00	役場本庁			

1月の人権相談日

(住民課)

1. 日 時 昭和55年1月12日(土) 14時～16時
2. 場 所 町役場2階大会議室
3. 相談内容 婚姻・離婚、相続・登記、土地・建物問題、
家庭内のもめごとやその他心配ごと

◎ 裏面にも掲載してあります。ぜひご覧ください。

帖佐駅・重富駅より荷物取扱の一部変更についてお知らせ (総務課)

昭和55年1月1日から次のとおり変更になります。

	帖 佐 駅		重 富 駅	
	変更前	変更後	変更前	変更後
受付時間	9:00~17:00	9:00~17:00	9:20~16:00	9:00~17:00
事務整理時間(休み)	12:30~13:20	12:00~12:50	12:00~12:30	12:00~12:30

※ なお、荷物に荷受人・荷送人の電話番号を忘れずご記入ください。

1月の社会教育学級

(町中央公民館)

日 曜	学 級 名	場 所	時 間	学 習 課 題
9	水北山ゆずり業教室	北山生活改善センター	9:30~11:30	始良町の史跡
10	木重富小読書学級	"	9:00~14:00	ジュースのつくり方
16	水山田ゆずり業教室	役場山田出張所	13:30~15:30	始良町の史跡
18	金重富小家庭教育学級	重富地区公民館	9:30~11:30	家庭における性教育
19	土建昌読書学級	建昌小学校	13:30~16:00	親子で紙芝居を見る
22	火中央婦人学級	町中央公民館	9:30~11:30	婦人の心理学
23	水中央ゆずり業教室	"	"	暮しの中の宗教
24	木中央幼児学級	"	"	よい子はこんな家庭で育つ

予防接種の弔慰金及び再弔慰金の支給申請 (保健衛生課)

予防接種を受けたことが原因で、昭和52年2月24日以前に死亡した者に対する弔慰金及び再弔慰金の支給が行われています。該当者は早急に予防接種時の住所の市町村長に支給申請を行ってください。なお、救済措置期間は昭和55年2月24日までとなつています。この日を過ぎますと、支給申請ができませんので十分注意してください。

図書寄贈

(町中央公民館)

「愛汗献の歩み60年」

財団法人修養団 鹿児島支部連合会 殿

「狂った脂粉」他5冊

川崎 豊美 殿(白金原)

「白昼の死角」他13冊

小坂 秀代恵 殿(青葉台)

「煉方志功の世界」他10冊

岩神 兼治 殿(原方)

道路を利用される皆さんへ!

(建設課)

道路は公共のもので、道路特に歩道を自転車、単車、商品置場として利用したり立看板等を放置することはやめましょう

◎ 次のような行為をする場合は、道路管理者の許可を受けてください

違反した場合は処罰されることがあります

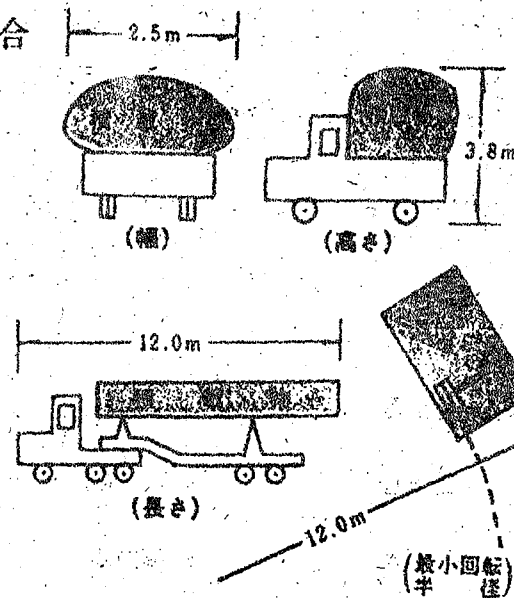
1 道路敷の埋立、切取り等の道路工事をする場合

2 道路敷地に次の物件を設置する場合

- (1) 電柱、電線、広告塔類
- (2) 雨よけ、日よけ、アーケード、通路類
- (3) 水道管、下水道管、ガス管類
- (4) 露店、商品置場、看板、工事用施設類

3 次の基準を越える車輛を運行する場合

- (1) 幅 2.5m
- (2) 高さ 3.8m
- (3) 長さ 12m
- (4) 総重量 20トン
- (5) 軸重 10トン
- (6) 輪荷重 5トン
- (7) 最小回転半径 12m



◎ 次の行為は法律で禁止されており違反すると処罰されることがあります

- 1 みだりに道路を損傷し又は汚損すること
- 2 道路に土石、竹木等を放置し、交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること

